

横手市立中学校学校部活動の在り方に関する方針

令和7年4月

横手市教育委員会

はじめに

学校教育の一環として行われる学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動責任者（部活動顧問）の指導の下、同好の生徒が交流したり、より高い技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わい学校生活を豊かにする活動であり、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場としても教育的意義は大きいものがあります。

しかし、少子化が進み、従前と同様の体制で運営することは難しくなっており学校や部活動によっては存続が厳しい状況にあります。また、社会・経済の変化に伴い、技能等の向上や大会等での好成績を収める以外にも、適度な頻度で行える、複数の種目・分野を経験したい等、自分なりのペースで親しみたい生徒など多様なニーズに応じた活動も求められています。さらには、教師の多忙化や、専門性や意思に関わらず部活動顧問を務めるなどの課題が指摘され、学校の働き方改革が進む中、これまでの指導体制を継続することは一層難しい状況になっております。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動の在り方について、学校と地域との連携・協働により改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

そのため、部活動の在り方の改革に向けて、平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁がそれぞれ「運動（文化）部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、それに則り、秋田県教育委員会では、同年に「運動部活動運営・指導の手引き」を、平成 31 年に「文化部活動運営・指導の手引き」を策定しました。

さらには、令和 4 年には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議からの提言を受けて、ガイドラインを統合し「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。これに則り、秋田県教育委員会では令和 6 年 3 月に「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（Ver.1）」を策定しました。

横手市教育委員会としても、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指し、望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、学校部活動の適正な運営や合理的で効率的・効果的な活動の在り方を見直す、少子化にあっても将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する、さらには、部活動を担当する教師の負担軽減を図る必要があることから、「横手市立中学校部活動の在り方に関する方針」を策定いたしました。

本方針を踏まえ、各学校が部活動の望ましい指導・運営体制を構築し、適切な運営を図るとともに、生徒が心身の健康を保持増進し、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を送ることができるよう目指してまいります。さらには、各学校・家庭・地域の共通理解の下、地域の実情に応じた部活動地域連携及び地域展開に向けた取組を進めてまいります。

1 方針の趣旨

- 部活動を通して、生活をより豊かにする資質・能力の育成を図り、生徒の健やかな心身の成長と充実した学校生活を実現する。
- 学校全体として望ましい学校部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教師の負担軽減を考慮し、教師がより生徒に向き合える学校体制をつくる。
- 学校部活動の地域展開は「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様な環境を一体的に整備する。学校・地域の実情に応じて適切な運営を図り、「将来にわたり、子どもたちが身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくり」を目指す。
- 生徒や保護者、地域等の主体的な参加・取組を通して、自分たちの未来を創造していく気概をもち、『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦く』まち・社会づくりに貢献する。
- 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、子どものニーズに応じた多様な体験や豊かな交流等を通じた学びなど新しい価値が創出されるよう、学校と地域がいっそう連携・協働し、活動の地域展開を図る。横手市のスポーツ・文化芸術の発展を主体的に形成していく。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 方針の策定等

- ア 横手市教育委員会（以下「市教育委員会」）は、国のガイドラインに則り、秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインを参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る方針」を策定する。
- ウ 各部活動責任者（以下「部活動顧問」）は年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。
- エ 校長は上記ア、イの活動方針、活動計画、活動実績を学校のHPの掲載等により公表する。
- オ 市教育委員会は上記イ、ウに関し、各校の部活動の方針や計画の策定等が効率的に行えるように、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の整備

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に活動できるよう検討し、適正な種目と数の部活動を設置する。
- イ 校長は部活動顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案し、適切な校務分掌になるよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を整備する。
- ウ 校長は毎月の活動計画・実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、部活動顧問等の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正する。
- エ 市教育委員会は、各学校の部活動の指導の運営状況等を把握するとともに、状況に応じて部活動指導員等の任用・配置を検討する。
- オ 校長は、部活動顧問による指導では活動目的の達成が困難と認められる場合や部活動指導員が確保できない場合は外部指導者を任用することができる。外部指導者の任用に当たっては、教育的意義や部活動の位置づけ、生徒の発達段階に応じた指導、生徒の安全確保や事故防止・事故発生時の適切な対応、体罰やハラスメントの根絶、服務（校長の監督、信用失墜行為の禁止等）を遵守すること等について、任用前及び任用後も定期的に確認する。
- カ 市教育委員会は、部活動顧問を対象に指導の知識、実技の質の向上及び上記オに関する研修ならびに管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修等を行う。
- キ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動の関与については「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の管理及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針（令和2年文部科学省告示第1号）」や法令に基づき、業務改善や勤務時間管理を行う。

※部活動指導員 学校教育法施行規則第78条の2「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は部活動指導員に部活動顧問を命じることができる。

※「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（H29. 3. 14）」

部活動指導員の名称及び職務等を明らかにし、部活動の指導体制の充実が図られるようにしたもの

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実際

- ア 学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防、バランスのとれた学校生活への配慮）、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に運動部活動については、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5月文部科学省）」に則った指導を行う。市教育委員会はこれらの取組が徹底されるよう学校保健安全法も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

イ 運動部活動顧問等はトレーニング効果を得るために休養等を適切にとること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、体力運動能力の向上につながらない等を正しく理解し、分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの導入により短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動顧問等は生徒の心身のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切にとること、過度の練習が生徒の心身の負担を与え、文化部活動以外の活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の導入により短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り指導する。また、保健体育担当や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの活用

指導者は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して、上記 3 - (1) に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動の時間の基準

休養日及び活動時間については成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動に関する研究（H29.12.18 日本体育協会）を踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。）

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中は学期中に準じた扱いで行う。

エ 生徒が十分に休養をとることができるようにするとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。活動場で測定した「暑さ指数（WBGT）」が 31℃ 以上の場合は、原則として活動しない。

カ 文化部活動における休養日及び活動時間についても同様とする。

(2) 休養日及び活動の時間等の設定

ア 市教育委員会は２－（１）の「設置する学校に係る部活動の方針」策定にあたり、都道府県の方針を踏まえ休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

イ 校長は２－（１）の「学校の部活動に係る活動方針」策定にあたり、本方針に則り、休業日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 校長は技能等の向上や大会等での好成績を収める以外にも気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- (2) 校長は運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、一人一人に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなど工夫や配慮をする。
- (3) 市教育委員会及び校長は、生徒の自主的・自発的な参加により行われることを踏まえ、強制的に加入させることがないようにする。活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば特定の種目・部門だけでなく、様々な活動や地域での活動を含め経験できるよう配慮する。
- (4) 市教育委員会は少子化に伴い、単一学校では部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者の配置が難しい場合、指導を望む教師もいない場合には、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- (5) 校長は、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同部活動、拠点校方式部活動（以下 拠点校部活動）を行うことにより、生徒と保護者、部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否及び実施回数を判断する。

6 学校部活動の地域連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した環境整備を進める。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を超え、高校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどの連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）、地域のスポーツ協会、競技団体は、

地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する事業等について、都道府県及び市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域スポーツの充実を図る。

- (4) 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めることや休日に限らず平日においても、連携して活動することなどを検討していく。
- (5) 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されている活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて活動を選べるようにする。

7 新たな地域クラブ活動

市内中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動の整備を進めていく。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法の「社会教育」の一環として捉えることができる。（スポーツ基本法、文化芸術基本法上としても位置づけられる）したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を正しく理解し、その役割を継承・発展しつつ、横手市のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが大切である。

地域の実情に応じて、関係者の理解の下、できるところから取組を進める。本市としては、既存の活動団体等と連携し、まずは休日の学校部活動を展開可能な種目・分野から段階的に地域での活動に展開していく。学校部活動にない種目や単一校では部活動を設定できない場合、平日の部活動が難しい場合などについても、平日においてもできるところから連携し、地域での活動に展開していく中で、地域クラブ活動として整備を進めていく。

(1) 新たな地域クラブ活動の在り方

- ア 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成を図り、地域にとってもよりよいスポーツ・文化芸術環境となるよう、各団体や学校関係者の理解の下、地域クラブ活動を行う環境を整備していく。
- イ 各地域クラブ活動を行う運営団体や実施主体の整備や、生徒のニーズに応じた運動種目・文化芸術に取り組めるプログラムの提供、指導者の確保等に取り組む。
- ウ 地域全体として幅広いニーズに応えられる、生涯を通じて運動や文化芸術に親しむことができるよう行政や団体、学校等との連携や指導者等の活用の充実に努め、中学生のみならず、他の世代にとっても身近で、継続して親しむことができる環境づくりを目指す。
- エ クラブ団体は、適正なガバナンス体制を確保し、適正な運営を行うことで不祥事等未然に防止することにとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、スポーツ・文化の発展に資するよう努める。説明責任を果たす観点からも、ガバナンス

スの現況について確認するとともに、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが望まれる。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

学校部活動参加生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことが苦手な生徒、障害のある生徒など、すべての生徒を対象とする。

本市としては、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備を支援する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の統合した団体など、学校と関係する組織・団体も想定される。本市や地域の実情を踏まえ、次のような連携・協力、整備体制が考えられる。

ア 学校部活動と既存の各種競技連盟・協会が連携し、休日に連盟・協会主催の合同練習会に、希望する生徒が参加する。休日における中学生のスポーツ体験教室等のプログラムとして年間を通して行う。(以下例)

- ・横手市陸上競技協会ジュニアハイ陸上競技教室
- ・横手市剣道連盟中学生稽古会
- ・横手市柔道連盟錬成会
- ・横手地区吹奏楽連盟楽器講習会

イ 中学校部活動にない種目で、既存のスポーツ少年団に希望する中学生が入団し、もしくは継続して所属し、活動する。複数の少年団が統合し、新たに創設する形も考えられる。

- ・横手市バドミントンジュニアスポーツ少年団

ウ 学校教育活動（総合的な学習の時間等）と地域の地域文化芸術団体等が連携し、団体主催の活動に希望する生徒が参加する。中学生の文化体験教室等のプログラムとして年間を通して行う。

- ・岡本新内伝承会
- ・浅舞絞りクラブ
- ・よさこい
- ・演劇ワークショップ

エ 市スポーツ協会が主体となり、生徒のニーズに応えるよう、協会登録団体と連携し、団体主催の活動に希望する生徒が参加する。

- ・ハンドボール、ゴルフ、サッカー、水泳、スキー
- ・合気道、弓道、空手、太極拳

オ 現在活動している競技団体やクラブチーム・道場・教室、文化芸術団体等に希望する生徒が参加する。または、企業や民間スポーツクラブ・事業者、プロスポーツチーム等が新たな事業としてクラブチームを設立し、希望する生徒が参加する

- ・横手リトルシニア野球
- ・横手フットボールクラブ
- ・横手バレーボールクラブ

カ 在籍校に希望する部活動は開設されているが、部員数が少ない等の状況から他校と一緒に活動する（合同部活動）。在籍校に希望する部活動はないが、市内の他の学校（拠点校）に設置した部活動に入部し活動する。（拠点校部活動）

(3) 関係者間の連携体制

ア 市教育委員会は、首長部局や教育委員会スポーツ振興課・生涯学習課・文化財保護課・教育総務課・教育指導課、地域スポーツ・文化芸術団体、小・中学校体育連盟、市スポーツ推進委員、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的に情報共有・連絡調整を行う連携体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体は、規約・運営方針を策定し、活動の方向性を示すとともに、入会前に生徒・保護者に説明する。また、年間活動計画や月計画を策定し、公表する。協議会等の場を活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(4) 指導者の質、適切な指導

ア 市教育委員会は、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。スポーツ団体等は、生徒のニーズに応えられる指導者の養成や資質・能力の向上に努める。

イ これまでのスポーツ・文化芸術活動の意義や役割について、継承・発展させ新たな価値が創出されるよう学校関係者と連携しつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう留意する。練習が過度の負担とならないようにする、生徒の安全確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント、個人情報の漏洩や不適切な使用等の行為を根絶する。指導者に当該行為が見られた場合は、実施団体自ら設ける相談窓口の設置およびその周知や、第三者の相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを検討していく。文化芸術活動については、特に、著作権についての研修等を行い、指導者の理解を深める。

(5) 指導者の確保

ア 指導者は原則として公的に認められた資格を有した専門的な指導が可能な者とし、運営団体・実施主体は当該団体の指導者の他、部活動指導員、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、競技経験のある大学生や保護者等、様々な関係者から指導者の確保に努める。指導者は自覚をもってコンプライアンスを遵守する。

イ 市教育委員会及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるように、必要に応じてＩＣＴを活用した遠隔指導ができる体制を検討する。

(6) 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は国が示す手引き等も参考とし、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

イ 教師等の本人の意思を尊重し、参加を強いられないことがないよう確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 兼職兼業に係る労働時間等にあたっては厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教育委員会等及びスポーツ・文化芸術団体は連携して勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が適切な労務管理に努める。

(7) 活動内容及び休養日等の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、その活動内容等を生徒や保護者に周知する。

イ 地域クラブ活動の取り組む時間については4-(1)(2)に準じ、効果をあげる活動内容の工夫やタイムマネジメントを進め、合理的かつ効率的・効果的な活動を目指す。

(8) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして小・高等学校、特別支援校や廃校施設も活用する。

イ 市は、学校施設の管理運営については指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、安定的・継続的な運営を支援する。

ウ 市は地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設、文化施設等について、利用料の低廉など、負担軽減や利用しやすい環境をつくる。

エ 市および学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため学校、行政、関係団体等による前記(3)の協議会等を通じて、利用ルール等の共通理解を図る。

オ ア～エまでについて都道府県及び市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(R2.3月スポーツ庁)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』(R3.1月文化庁)」も参考に取り組む。

(9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市は地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等を検討していく。

ウ 市は、運営団体・実施主体が企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や整備・用具・楽器の寄付等支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は「スポーツ団体ガバナンスコード」に準拠し、適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(10) 保険の加入

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は指導者や参加生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- イ 各競技団体、スポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して、指定する保険加入を義務づけるなど、適切な補償が受けられるようにする。

(11) 学校との連携

- ア 指導者が異なるため協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動間で方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図る。関係者が生徒の活動状況に関する情報共有を行い。地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。
- イ 市は地域クラブ活動が適正に行われるよう地域クラブ活動の取組状況を把握し、指導助言を行う。
- ウ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(12) 競技団体や大会等への参加登録

地域スポーツクラブが大会へ参加する場合は、当該競技の中央教育団体または県スポーツ協会加盟競技団体への登録を行う。さらには、秋田県中学校体育連盟主催大会の参加については、前年度末までに参加申請し、承認を得る。

8 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

市立中学校においては、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法の「社会教育」の一環として捉えることができる。（スポーツ基本法、文化芸術基本法上としても位置づけられる）したがって、地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。これを踏まえ、各学校や部活動及び地域の実情に応じて、関係者の理解の下、地域連携や地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について、できるところから取組を進めていく。

(1) 休日の活動の在り方等の検討

- ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは休日における地域の環境の整備を着実に進める。休日と平日で指導者が異なる場合は指導者間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなどの連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられる。休日における取組の進捗状況を検証しながら、改革を推進する。

ウ 地域や部活動によっては平日と休日を一体として取り組むことや平日から取り組むこともあり得る。どのような進め方がふさわしいかについては、関係者間で調整をし方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 市教育委員会は、首長部局や教育委員会スポーツ振興課・生涯学習課・文化財保護課、教育総務課・教育指導課、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒等のニーズを把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討する体制を整備する。

イ 市スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域のスポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

ウ 競技団体またはスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

エ 学校は生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、県及び市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働する。

9 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた段階的推進

(1) 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への地域展開について、国および県は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけて支援している。市町村によっては時間を要する場合があります、実情等に応じて可能などから段階的に連携・展開を進める。本市においても合意形成や条件整備等のため時間を要することから、地域や各部活動の実情に応じながらできるところから連携・展開を進める。

(2) 市教育委員会は改革推進期間および、それ以降においても学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して環境の充実に取り組む。

10 横手市における総合的・計画的な取組

市教育委員会は前記9を踏まえ、部活動地域展開推進計画を策定し、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、生徒自身や地域社会に対しての効果、スケジュール等について周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

11 大会等の在り方の見直し

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 主催者は参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域

クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、地区大会及び市大会において、大会参加資格要件等を確認し、必要に応じて見直しをする。

地域クラブ団体が中学校体育連盟主催大会へ出場する場合は、前年度末までに秋田県中学校体育連盟に登録申請する。

※ 日本中学校体育連盟

R5年度から地域スポーツ団体等に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認している。その参加資格の拡大を着実に実施する。同様に都道府県中学校体育連盟等が主催する大会においても見直しが図られている。

イ 市は大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 主催者は展開期における学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を担保できるよう、複数校合同チームの取り扱いも含め、参加資格の在り方を決定する。

(2) 大会等への引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

- a 主催者は、学校部活動における大会等の引率は部活動指導員が担うことと生徒の安全確保に留意しつつ、教師が引率しない体制を整える旨を大会規定として整備し、運用する。
- b 市においては、各種大会規定を踏まえ、生徒の安全確保に留意し、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能か検討する。
- c 地域クラブ活動の大会への引率は実施主体の指導者が行う。主催者はその旨を大会規定として整備し、運用する。

イ 大会運営への従事

- a 主催者は参加する学校や地域クラブ活動の実施主体に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- b 市教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
- c 市教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校の業務への影響の有無、健康への配慮、学校での職務負担や従事する日数等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断をする。

※地方公務員法第38条 地方公務員特例法第17条

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」文部科学省 スポーツ・文化庁

(3) 生徒の安全確保

- ア 大会等の主催者は生徒の健康と安全を守るため、大規模な災害、事故や事件など、緊急事態が発生した場合は、関係機関と協議の上、大会の中止、中断、順延、避難等の対応を行い、被害拡大の防止に努めること。事前に各対応の判断基準を定めるなど、責任者が迅速に判断を行えるようにするとともに、判断内容が関係者全員に速やかに伝わる連絡体制を整備しておく。
- イ 夏期以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、大会開催が可能な環境基準として、例えば気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
- ウ 天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先する。

(4) 大会等の在り方

- ア 市中体連、市教育委員会は、前記８（２）アの協議会等の場を活用し、中学校生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末に開催される大会等に参加することが、生徒や指導者、保護者の過度の負担とならないように、大会等の統廃合等を主催者に要請する。また中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長や運営団体・実施主体は、ア及び４－(1)を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒・指導者の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会等（地域からの要請により参加する地域行事・催し等を含む）を精査する。

- この方針は、令和７年度の学校部活動から運用するものとし、各中学校部活動においても、この方針に準じて活動を行うものとする。
- 横手市教育委員会は、学校の取組状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁等）や中央教育審議会、秋田県教育委員会、中学校体育連盟等の動向も注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行う。
- 校長は、本方針が見直しされた際は、速やかに「部活動運営方針」の内容について必要な見直しを行う。